

第八六九四施行令

一九四一年 二月廿五日 ロンベルト 大統領署名

一九四〇年七月二日 議会ヲ通過セル 国防強化促進ノ

申出法律 第六項ノ規定ニ依リ 附与サレル 权限ニ

從ヒ、余ハ、コソ、一九四一年二月廿五日ノ余ノ布告中

ニ 指定セル 物品及材料ノ輸去ヲ取締ル次ノ如キ

附加的規則ヲ規定スル。

一、七月二日ノ法律ノ第六項ニ從ヒ公布サレル一九四一年

二月廿五日ノ余ノ宣言書中ニ指定セル物品及材料

ハ、次ノモノヲ包含スルト解サルベシ。

(一) ベリリウム

鉱石及精鉱 (宝石類ハ除ク)

金属、合金、屑

ベリリウム 塩類及化合物

(二) 石墨電極

(三) 航空機操縦士<sup>(陸上)</sup> 養成者、學生、操縦士、航空機

搭乗戦士員、航空員、爆薬砲臺員。

X X X X X X X X

三、一九四一年七月二日ノ法律ノ第六項ニ從ヒ、一九四一年七月

二日發令サレル 諸規則ノミナラズ、規則才ニ及ズル



1918 (19)

十二号元... (一)ヨリ (三)マフニ... 物品及  
材料ノ輸出ニ適用セラル。

(四)

一九四一年 二月廿五日、余ノ布告中

ニ指定セル物品及材料ヲ其ノ規定中ニ包含  
スル如ク第八三四。施行令ヲ改訂スル。

一九四一年 二月廿五日

フランクリン・ルース・ベネツト

社白聖館

「第②対が

「果米外長自像」(日本) 一九三一年—四一年 第一卷

三五、三五ニ頁ヨリノ抜粋